

指定相談場所の指定等に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）業務方法書第 5 条第 6 号に定める指定相談場所の指定（民事法律扶助業務運営細則（センター平成 19 年細則第 10 号）第 11 条に定める巡回相談の場合を含む。）に関する基準を定めることを目的とする。

(指定相談場所の指定)

第 2 条 地方事務所長が指定相談場所を指定するには、次に掲げる要件のいずれにも該当することを要する。

- 一 相当程度の法律相談援助需要が見込まれること又は関係団体等（地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会、隣接法律専門職者団体（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 3 条に規定する隣接法律専門職者団体をいう。）、被害者等（同法第 6 条に規定する被害者等をいう。）の援助を行う団体及び高齢者・障害者の援助を行う団体その他の関係する者をいう。以下同じ。）との間における連携の確保及び強化に資すること。
- 二 関係団体等の協力により、無償又は極めて低廉な費用で、法律相談施設を確保し、かつ受付事務等への支援が得られること。
- 三 個人情報の保護に配慮した相談態勢をとることができること。

(関係団体等が実施する無料法律相談との区別等)

第 3 条 関係団体等が実施している無料法律相談の実施場所を指定相談場所として指定したときは、当該指定相談場所において法律相談援助を実施するにあたり、広報及び受付等において関係団体等が実施する無料法律相談と明確に区別されるなど、利用者において利用している制度の種類を明確に認識できる態勢が確保されなければならない。

(指定の解除等)

第 4 条 地方事務所長は、指定相談場所が第 2 条の要件に該当しなくなった場合には、その指定を解除するものとする。

- 2 地方事務所長は、おおむね 2 年に 1 回、指定相談場所が第 2 条の要件に該当しているかどうかについて点検し、本部に報告しなければならない。

(巡回相談)

第 5 条 地方事務所長が、民事法律扶助業務運営細則第 11 条に定める巡回法律相談を実施するため、地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所と指定する場合には、第 2 条の規定を準用する。ただし、地方事務所長が特に必要と認めた場合は、同条各号に掲げる要件に該当しないときでも、巡回法律相談の実施を承認することができる。

(報告)

第6条 地方事務所長が、指定相談場所の指定（前条による巡回相談の場合を含む。）又は解除をしたときは、速やかにこれを理事長に報告する。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成20年細則第3号）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成20年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この細則の改正前に実施された指定相談場所の指定については、改正後の規定にかかわらず、平成21年3月31日までその効力を有する。

附 則（日本司法支援センター平成26年細則第2号）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この細則の改正前に実施された指定相談場所の指定については、施行日にこの細則の改正後の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第7号）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この細則の改正前に実施された指定相談場所の指定については、施行日にこの細則の改正後の規定による指定を受けたものとみなす。